

令和4年度
県知事要望

令和3年8月

松江市

政 第 205 号

令和 3 年 8 月 3 日

島根県知事 丸 山 達 也 様

松江市長 上 定 昭 仁

令和 4 年度 県知事要望につきまして

平素より、松江市政の推進につきまして格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本市は、中海・宍道湖・大山圏域の中核都市として、島根県ならびに山陰をリードすべく、地方創生のための取組みを積極的に進めてまいりたいと考えております。

現在、人口減少、少子高齢化など難しい課題が山積していることに加え、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、地域経済が停滞する厳しい状況にありますが、島根県との緊密な連携によりまして、この難局を乗り越えることができるものと確信しております。

つきましては、本市が、島根県との連携により進めてまいりたいと考えております重点事項につきまして、要望させていただきますので、その実現に向けまして格別のご高配を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

重点要望事項一覧

番号	項 目	頁	区分
1	地方創生の実現に向けた県と市の連携について	1	継続
2	中心市街地のまちづくりの推進、並びに大橋川改修及び関連事業について	2	継続
3	「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」の制度拡充について	4	継続
4	航空自衛隊美保基地等周辺対策の充実について	5	継続
5	原子力発電施設等立地地域の安心・安全に関する事項について	6	継続
6	観光誘客対策の実施について	8	継続
7	共同設置保健所の専門職の人材育成について	10	継続
8	宍道湖の諸問題に取り組む「宍道湖会議」の設置について	11	継続
9	「山陰新幹線」及び「中国横断新幹線（伯備新幹線）」の整備推進について	12	継続
10	松江城の世界文化遺産登録推進に向けた取り組みへの協力について	14	継続
11	高速交通網等の早期整備について	15	継続
12	小中学校における少人数学級編制の推進及び教職員定数の確実な配置について	16	継続
13	浸水被害の軽減及び土砂災害対策の推進について	18	継続
14	都市基盤整備及び農林水産基盤整備に係る重要施策について	19	継続

1. 地方創生の実現に向けた県と市の連携について

【要望事項】

1. 人口減少、少子高齢化などの「課題先進地域」と言われる島根県と松江市が一体となって、「島根発」の新たな取組みを創出し、全国に先駆けて課題解決策を提案すべく、円滑に意見交換や協議を行うことのできる環境の整備を要望します。
2. 新型コロナウイルス感染症によって、企業が地方への拠点移転を検討する機運が高まる中、この好機を活かすため、県と市が一体となって、人口の地方移転策について検討することを要望します。併せて、政府機関の地方移転についても、共に政府に働きかけることを要望します。
3. 高速道路、新幹線ネットワークや、自動運転ほか先端的な技術を活用した新たな交通手段など、生活に欠かせない社会インフラ整備の推進について、隣県や関係市町村との連携に基づき、政府に対して強く働きかけることを要望します。
4. 島根・鳥取両県の人口が集中する中海・宍道湖・大山圏域の活性化が、両県全体の発展のために不可欠であると考えており、鳥取県と連携した圏域としての取組みの推進を要望します。

【要望背景】

1. 現在、県と市町村は人口減少問題を喫緊の課題と位置づけ、各種施策に積極的に取り組んでいますが、依然として人口の東京一極集中傾向に歯止めがかかっていません。県と市町村が密接に連携を図り、効果的かつ効率的に施策の展開を図る必要があります。
2. 東京一極集中に対処する手法の目玉策として政府により政府機関等の地方移転が検討されてきましたが、極めて不十分なものと言わざるを得ません。政府は、これまでの地方創生の施策を検証したうえで、国土の総合的な土地利用計画に基づき、政策転換を図ることが必要です。また、新型コロナウイルス感染症は過密な大都市圏で感染者が多く発生し、経済活動の停滞など社会問題となったことから、地方への人口、企業の分散や政府機関の地方移転などリスク分散を図ることも必要です。
3. 人口減少対策のための地方創生の実現や大規模災害時に備えた代替機能確保のために、高速道路や新幹線ネットワークの早期整備が求められています。制度改革、規制緩和などのソフト面での対策と同時に、ハード整備も取り組む必要があります。
4. 本市は島根・鳥取の5市で中海・宍道湖・大山圏域市長会を構成し、広域的な施策を展開しています。この圏域が、両県の人口の受け皿になるものと考えていますが、更なる発展を図るためには、物流・人流の効率化や観光等へのアクセス向上のためのハード整備も必要です。今後、圏域の活性化を図るため、両県並びに圏域5市が連携して圏域の在り方について検討してまいりたいと考えています。

2. 中心市街地のまちづくりの推進、並びに大橋川改修及び関連事業について

【要望事項】

1. 現在、本市では、市民と共にまちづくりを推進すべく官民連携の下、中心市街地の「エリアビジョン」策定に向けて検討を進めております。JR 松江駅前や殿町地区などのまちづくりを進めるに当たって、県との強力な連携が必要と認識しており、積極的な支援・協力を要望します。
2. 大橋川の改修及び関連事業の早期完成に向けて、以下の点を要望します。
 - (1) 白潟地区について、都市再生整備計画を策定し令和 2 年度より本格的なまちづくりに着手しているところ、当該計画において基幹道路となる、都市計画道路・末次本町雑賀本町線の早期着工を要望します。
 - (2) 新大橋については、緊急避難道路の一部であり、耐震性不足等から早期の架け替えが望まれるところ、現状当初計画通りに事業が進捗していないため、施工方法や工程等についての再検討など、早期完工に向けた取組みを要望します。
また、北岸の東本町地区のまちづくりについて、新大橋架け替え事業と歩調を合わせ進めてまいりたいと考えておりますので、協力をお願いします。
 - (3) 市街地の内水対策について、大橋川改修の工程や市によるまちづくりとの整合を図りながら事業を進められるよう要望します。
特に、四十間堀川放水路の整備は、着手済みの市庁舎建て替え工事に大きな影響があること、「宍道湖・大橋川かわまちづくり計画」の水辺空間整備との調整を図る必要があることから、十分な事前協議のもとで方針を決定頂くようお願いいたします。
 - (4) 大橋川沿岸の水辺の公共空間については、民間事業者によるイベントや社会実験に関し協力頂いていますが、中心市街地のまちづくりや賑わい創出のため、社会実験の結果などを踏まえた、さらなる利活用の推進に支援・協力を要望します。

【要望背景】

1. まちづくりを推進するうえでは、目指すべきまちづくりの方向性を示し、市民の共感を得ることが必要です。

そのことから、現在、本市においては官民連携のもとで中心市街地の「エリアビジョン」の策定を進めています。

また、本市は、立地適正化計画を策定し、本市中心部を「都市の中核」と位置付けて都市機能誘導区域に指定し、必要な高次都市機能の維持・充実・強化を図ることとしています。

特に、JR 松江駅周辺地区及び殿町周辺地区は、本市のまちづくりの発展にとって重要な地区であり、その魅力づくりに向けては、官民連携は当然のことながら県・市一体となって推進する必要があります。

2. 大橋川改修は、大橋川本川の改修のみならず、新大橋架け替えを含めたまちづくり、市民生活の影響など、多くの課題に取り組まなければならない最重要課題であることから、国・県・市の連携のもと、事業の進捗を図る必要があります。

大橋川改修にあわせて、上流の拡幅部となる白潟地区において、①ひとづくりと拠点整備と市街地のスポンジ化対策②まちあるき観光客の誘導③水辺や都市空間と調和した落ち着いた落ち着きのあまるまちなみの形成を目指して、令和3年度から2期10年間を計画期間として、水辺のにぎわい拠点の整備、道路の美装化、電線類の地中化、修景支援の各種事業に取り組みます。

また、白潟本町においては、長期未着手都市計画道路の整備とまちづくりが密接に関連することから、地元関係者の方々から早期事業着手を望む要望者が提出され、現在、事業化に向けての意見交換会を実施しているところであり、早期に事業化する必要があります。

さらに、水辺空間とまち空間が融合した良好な空間形成を図るため、「宍道湖・大橋川かわまちづくり計画」を策定し、国の登録を受け、安全に水辺を楽しめる護岸整備や市民が利用しやすい千鳥南公園の再整備を予定していますが、関連する松江市庁舎の整備事業は既に本格着手している状況であることから、県事業の実施にあたっては関連事業との事前の調整を十分に行われる必要があります。

また、伊勢宮港湾緑地については、背後の市街地と連携した賑わい創出につながるエリアであり、民間団体からの活用の要望もあります。

占用について一定の規制緩和をいただいておりますが、引き続き占用基準の緩和などによる、民間のスピード感や企画力を十分に活かせる水辺の利活用を推進する必要があります。

3. 「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」の制度拡充につ

いて

【要望事項】

原子力発電施設等立地地域の振興を実現するために、特別措置法の制度拡充について、国へ強く要請するよう要望します。

【要望背景】

平成13年4月に10年間の時限立法として施行された「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」は、平成23年に10年間延長され、令和3年にさらに10年間延長されました。

一方で、「島根県原子力発電施設等立地地域の振興に関する計画」の目標である「広域ネットワークの基盤の形成、産業の振興、都市・生活環境基盤の形成」は道半ばであり、計画の目標実現に向けた取り組みを推進していくことが重要となります。

特に福島第一原子力発電所の事故を受け、原子力発電所の立地・運転にあたっては、これまで以上に立地地域の住民等、関係者の理解と協力を得ることが求められています。

そのためには、原子力安全対策の充実強化のための基盤整備を実施していかなければならず、特例措置の適用対象事業の拡大や補助率の嵩上げといった制度拡充が必要です。

本市としても、「全国原子力発電所所在市町村協議会」を通じた要請活動など、あらゆる手段を講じて法律の制度拡充に向けて取り組んでまいります。

4. 航空自衛隊美保基地等周辺対策の充実について

【要望事項】

自衛隊美保飛行場における自衛隊機の訓練飛行空域に、松江市八束町のほぼ全域が含まれていることから、本市も基地等所在地の境港市、米子市と同等の「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に基づく「特定防衛施設関連市町村」への指定並びに地域の実情に合わせた柔軟な民生安定事業の拡大について、現行制度を積極的に見直すことを引き続き国に対して要請するよう要望します。

【要望背景】

昭和 54 年に C-1 型輸送機が美保飛行場に配備されて以来、大型輸送機のパイロットを育成するための訓練飛行に使用される空域に本市八束町のほぼ全域が含まれています。

C-2 型輸送機の導入に伴い「航空自衛隊美保基地周辺における生活環境の整備並びに地域振興策について（要望）」を防衛省に要望しましたが、現行制度等に照らして現時点では「特定防衛施設関連市町村」に指定することは困難である旨の回答をいただきました。

令和 2 年度末までに、航空自衛隊 C-2 型輸送機 10 機、陸上自衛隊大型輸送ヘリコプター (CH-47) が 2 機配備されています。

さらに、平成 30 年 12 月 18 日に策定された「防衛計画の大綱、中期防衛力整備計画」により、空中給油・輸送機 (KC-46A) が 6 機配備される計画となりました。うち 2 機は令和 3 年度中に配備される予定です。この美保飛行場の輸送任務の増加により、訓練空域、訓練飛行高度等が拡大され、飛行回数が増大する見込みであり、その様な中、5 月 13 日に訓練飛行を行った C-2 型輸送機の部品が落下する事案も発生したことから、原因究明と再発防止策の徹底をされるよう申し入れを行ったところです。

このため、本市としましては、訓練飛行に使用される空域が基地等所在地の境港市、米子市以上となり、本市と市民生活に与える影響は大きくなることから、「特定防衛施設関連市町村」に指定されるよう、制度改正を含めて、再度、要望しております。

現在、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第 8 条に基づく民生安定事業の助成は、建物、道路及び消防施設等のハード事業に限定されております。地域の安心・安全を図るうえで地域の実情に合わせた柔軟な民生安定事業が行われますよう、制度改正を要望しております。

県におかれては、令和 2 年 8 月に提出された国の施策及び予算編成等に係る重点要望中の「自衛隊輸送機の新規導入及び機種変更に伴う基地周辺対策の充実・強化等」にありますように、訓練飛行の経路に位置する本市を「特定防衛施設関連市町村」として指定するよう引き続き防衛省に要望していただくとともに、基地等周辺地域の生活環境の整備と地域振興の充実・強化にご配慮をお願いします。

5. 原子力発電施設等立地地域の安心・安全に関する事項について

【要望事項】

1. 国に対し下記のとおり要請するよう要望します。
 - (1) 原子力発電所の使用済燃料及び放射性廃棄物の処理・処分については、従来より積極的な問題解決を要望しているが、廃止措置の円滑化や住民の不安を払拭するため、早期に発電所敷地外に搬出が行われるよう、国の主導により早急に取り組むこと。
 - (2) 発電所周辺住民の円滑な避難には、その他地域の住民の理解と適切な行動が重要となるため、EAL、OILなどの段階的避難の考え方が国民に理解され指示が徹底されるよう適切な対応を行うとともに、原子力災害の対応については国が一義的責任を持つことを認識し、県や市が実施している原子力災害対策の検討に最大限の支援を行うこと。
 - (3) 安定ヨウ素剤については、指示に基づく服用時の副作用発生時の対応について、住民が安心出来るような医療救護体制の構築を行うこと。
 - (4) 松江市民の住民避難にあたっては、島根県中西部へ多くの市民が避難することになることから、避難道路となる山陰自動車道の早期開通を実現すること。
 - (5) 島根原子力発電所 2号機及び 3号機の適合性確認審査にあたっては、市民の安全確保の観点から、設備面での対応だけでなく、組織体制、人員、手順、教育及び訓練といったソフト面の対応に関しても、適切な取り組みがなされているか、厳格な審査を行っていただくとともに、審査結果について、市及び市民に対して丁寧な説明を行うこと。
2. 県においても下記のとおり取り組みを実施されるよう要望します。
 - (1) 地域防災計画や広域避難計画に基づく原子力災害対策の実効性の向上に引き続き取り組むとともに、原子力発電所近傍の住民ほど災害リスクが高いことを踏まえ、段階的な避難の実施などの基本的なルールについて県民への理解活動を行うなど、官民一体となった原子力防災体制の確立に取り組むこと。
 - (2) 市民の安心・安全の確保に向け、避難手段や要配慮者の避難誘導體制の確保など、本市だけでは対応出来ない課題等については、引き続き課題解決に努めること。
 - (3) 安定ヨウ素剤の事前配付については、国から示された、薬局等での事前配布手法の検討を含め、原子力災害医療を所管する島根県において、引き続き取り組むこと。
 - (4) 原子力災害時の避難道路となる重要な道路の整備、拡幅、橋梁の耐震化を早期に図ること。
 - (5) 原子力災害時には、自家用車による避難が想定されるため、避難退域時検査も踏まえた避難時間推計を改めて実施したうえで、島根県警等と協力し、避難経路の渋滞緩和対策を講じること。
 - (6) 避難退域時検査については、必要な要員や資機材などの充実化を図るとともに、要員に対する訓練や研修を定期的に行うなど、緊急時に迅速且つ適切な対応ができるよう努めること。

【要望背景】

島根原子力発電所1号機については、住民の安心・安全を確保しつつ円滑な廃止措置を進めるためにも、使用済燃料や放射性廃棄物を早期に発電所敷地外に搬出することが必要です。使用済燃料の処理・処分については、これまでも市として国に対し解決に向け強く求めてきたところであり、県におかれても引き続き国に対して求めていただくようお願いします。

県におかれては、鳥取県、周辺市を含む島根地域原子力防災協議会や原子力防災連絡会議にて、避難計画等の実効性向上に係る検討を進められているところですが、発電所に近い市民の避難を円滑に進めるには、周辺市の理解と協力が必要です。周辺自治体と連携を密にして実効性のある防災対策となるよう、引き続きご尽力いただくようお願いします。

安定ヨウ素剤については、県において説明会を開催し、事前配布事業を実施されています。この事前配布については、令和元年7月に原子力規制庁が、薬局等にて配布を行う手法を示しております。この手法により市民の事前配布を受けるにあたっての負担軽減が図られ事前配布率の向上も期待されますので、具体化に向けた検討をお願いします。

また、安定ヨウ素剤は、ごく希に服用により副作用が生じることがあります。原子力災害時において、安定ヨウ素剤服用による副作用が発生した患者への対応のため、救急医療機関等における医療救護体制を充実していただくようお願いします。

複合災害も想定し、歩道も含む避難道路の整備や橋梁の耐震化などについて、早急に実施していただくようお願いします。

市民の避難先については、島根県中西部や広島県東部、岡山県西部を割り当てていますが、自家用車避難が想定される中で、当該地域への有効な避難経路となるべき山陰自動車道、尾道松江線はもとより、国道9号及び国道54号など、かなりの交通渋滞が発生することが予想されます。については、避難退域時検査による渋滞等も想定した「避難時間推計」を改めて実施し、県警などの協力のもと、避難経路の渋滞緩和計画をあらかじめ定めていただくようお願いします。

避難退域時検査については、平成27年3月末に原子力規制庁が「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル」を定めており、これに基づき県が検査場所、検査手順等を定めた具体的な計画を平成29年3月に策定されました。この計画に基づき、必要な要員や、移動式体表面測定車やゲート型モニターなども含めた資機材を調達できる体制整備をいただいているところですが、更に円滑な住民避難が実施できるよう、要員や資機材の充実及び要員に対する訓練・研修等を定期的に行っていただくなど、体制向上に努めていただきますようお願いします。

【参考資料】道路位置図（末尾に添付）

6. 観光誘客対策の実施について

【要望事項】

1. 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、県内の観光事業全般においても過去に例を見ない極めて厳しい状況となっている。観光誘客対策を実施し、早期の回復につなげるために次のとおり要望します。
 - (1) 新型コロナウイルス感染拡大の状況を見極めながら、国と連動した、観光回復キャンペーンなど効果的な施策を適切な時期に打ち出すこと。
 - (2) 観光需要の早期回復を図るために、市町村が地域の特性に応じた独自の施策を実施する際に、島根県の施策と連動、協調を可能にするなど、より効果的な施策が展開できるよう、市町村との連携を強化すること。
2. 観光誘客対策を強化し、コロナ禍の収束後に地域経済の一層の活性化を図るために次のとおり要望します。
 - (1) 島根のブランド力向上を目指し、「国宝松江城」「茶の湯文化」「水の都松江」「縁結び」をはじめ、県内の豊富な歴史文化資源を連動させた観光プロモーションを実施すること。
 - (2) 首都圏はもとより、JR 西日本「トワイライトエクスプレス瑞風」・「WESTEXPRESS 銀河」が運行する関西圏や、FDA 就航地へのプロモーションを強化すること。特に FDA 就航地はローカル TO ローカルの重要な路線でもあることから、21 世紀出雲空港整備利用促進協議会や市町村との連携を十分図った効果的なプロモーションや商品開発、冬季対策に取り組まれない。
 - (3) 2021 年度以降も国立公園満喫プロジェクトを継続的に実施し新たな展開を図ることが決定された。県においては大山隠岐国立公園を有する鳥取県や岡山県との連携や、県内自治体間との調整などのリーダーシップを取り、国立公園への観光客誘客を図ること。
 - (4) 観光入込客数や宿泊客数が大幅に減少する冬季をはじめとした閑散期対策は、通年での観光需要の平準化にとって非常に重要であることから、年度当初から閑散期対策を官民挙げて取り組めるよう、対策を強化すること。
 - (5) 島根県の豊かな自然景観や歴史文化を活かし、サイクリングによる周遊促進を図るため、自転車道を整備し、安全にサイクリング観光を楽しめる環境づくりを行うこと。
 - (6) JR 木次線「トロッコ列車」の沿線は、豊かな自然景観、神話など地域特有の歴史や文化、温泉や食などを併せもつ魅力的な地域であり、全国から多くの旅行者や鉄道愛好家が訪れている。沿線地域にとって貴重な観光資源であり、運行終了により与える影響は非常に大きいことから、JR 西日本に運行の継続を働きかけること。
3. 国が 2030 年に向け訪日外国人旅行者数 6,000 万人を堅持して反転攻勢を目指す中今後インバウンド対策を強化するため、次のとおり要望します。
 - (1) インバウンド再開時に、需要の取り込みに乗り遅れないよう、戦略的・継続的に情報発信を行い島根県の認知度向上を図るとともに、再開後は各種支援策を講じ、迅速な誘致活動に取り組むこと。
 - (2) 出雲縁結び空港への国際航空路線の開設は大きな弾みとなり、新型コロナウイルス感染症感染拡大収束後における地域経済の活性化につながることを期待される。台湾等との国際航空路線の開設、さらには定期便化の実現に向け、継続して積極的な取り組みを図ること。

【要望背景】

1. 新型コロナウイルス感染症により、市内観光関連事業者も休業するなど多大な影響を受けるなど深刻な状況が続いています。そのような状況もあり、昨年（令和2年）の本市の観光動向については観光入込客数、対前年比 51.3%の約 537 万人のほか、宿泊客数も対前年比 54.5%の約 115 万人と、およそ前年の半数となっています。本市の基幹産業である「観光」を早期に回復させ、地域経済の活性化を図るためにも、県と市が一丸となって観光誘客対策を実施することを要望します。
2. 外国人観光客は1つの自治体を目的地とする旅行ではなく、日本全体や西日本など大きなエリアを目的地とする傾向があることから、インバウンド対策はより広域で取り組み、中国地方や山陰への周遊促進を促すために、認知度向上を図るべきであると考えます。
コロナ禍以前は、地方空港への国際航空路線の開設・増便が活発化し、広島や岡山、米子など近隣県の空港にも新規就航や増便が相次ぎ、中国地方を訪れる外国人観光客が増加しました。島根県はインバウンドについては全国最低レベルの状況にあり、取り組み強化が求められる中、出雲縁結び空港の国際航空路線の定期便就航は大きな弾みとなり、コロナ禍収束後における地域経済の活性化につながることを期待されます。

（参考1）

サイクリング観光については、地元経済団体から国道431号「お湯かけ地蔵～宍道湖湖北自転車道間」及び「朝日ヒルズ工業団地～免許センター間」について道幅が狭くサイクリストにとって危険であるため、利用者の満足度・安全確保のため整備の要望を頂戴しています。

（参考2）

JR木次線を走るトロッコ列車「奥出雲おろち号」は木次線（雲南市木次町）と備後落合駅（広島県庄原市）の60.8kmを春から秋にかけて運行されていますが、JR西日本は令和3年6月3日に「23年度の運行を最後に終了する」と発表しています。

この発表を受け、6月7日に島根県知事、沿線自治体など県内4市町（雲南市・奥出雲町・松江市・出雲市）の首長がJR西日本米子支社（牧原米子支社長）を訪問し、「おろち号の運行継続」を要望しています。

7. 共同設置保健所の専門職の人材育成について

【要望事項】

専門職の研修体制の整備に向け、松江保健所から県健康福祉部や他保健所等へ、また、県内他保健所をはじめ、県の関係部局から松江保健所へ専門職員を派遣する制度について、県市の連携・協力の下、検討・構築できるよう必要な支援を要望します。

【要望背景】

保健所業務は、感染症対策を始め専門的な業務が多岐に渡り、専門職が中心となり業務に従事しています。健康危機発生時など有事の際には、経験を積んだ専門職を十分に確保し、危機管理体制を整えておく必要があります。

専門職の確保は全国的な課題であり、容易に採用にはつながらない状況にありますが、専門職が現場で能力を発揮するために必要な各種研修や実務経験等の機会の確保など、採用後の人材育成策を併せて検討することが重要です。

松江保健所は、県内最多の業務取扱件数を抱えており、専門職が様々な実務経験を積みながら成長するOJTの場として大変有効です。

また、県におかれては、健康福祉部を始め、県内6保健所、保健環境科学研究所など、専門職の能力が生かせる多様な職場を有しています。

今後は、県と市が連携し、それぞれの優位な特性を生かしながら、相互にメリットのある効果的な人材育成の仕組みを構築する必要があると考えています。

8. 宍道湖の諸問題に取り組む「宍道湖会議」の設置について

【要望事項】

未来に向かってより良い環境の宍道湖となるよう、県の主導により、宍道湖にかかる諸問題を協議・検討する会議を設置し、総合的な施策がなされることを要望します。

【要望背景】

平成 6 年に「宍道湖沿岸自治体首長会議（松江市、平田市、斐川町、宍道町、玉湯町）」を設立、平成 24 年には新たな枠組みとして、「宍道湖水環境改善協議会」に改組し、水環境の改善に取り組んでいるところです。

一方で、宍道湖にかかる諸問題は、水環境だけではなく、宍道湖七珍の水産資源や観光資源の活用など多方面にわたっていますが、「宍道湖水環境改善協議会」は環境部局が主体であるため、これらの課題解決に向けての取り組みは限定的にならざるを得ず、広範な施策がとれない状況にあります。

加えて、県で「宍道湖に係る湖沼水質保全計画（第 7 期）」を策定されていることから、目標達成に向け、県が中心となり各種施策が着実に実施される必要があります。特に、上流部を含む流域自治体が一体となった取り組みが重要であると考えますが、情報交換や取り組みをする場がなく連携が十分とはいえない状況です。

つきましては、県主導のもと、関係部局の垣根を超えることはもとより、流域自治体も一体となった会議体として「宍道湖会議」を設置し、宍道湖が抱える諸問題の解決や豊かな汽水湖を中心に捉えた地域づくりの実現に向け、強力に取り組んでいただきたい。

9. 「山陰新幹線」及び「中国横断新幹線（伯備新幹線）」の整備推進について

【要望事項】

「山陰新幹線」及び「中国横断新幹線（伯備新幹線）」の整備について、既存組織である「中国横断新幹線整備促進島根県期成同盟会」等を通じて、県が岡山県や鳥取県等と県レベルで連携を図るとともに、国への要望活動等を主導することを要望します。

【要望背景】

昭和 48 年、「山陰新幹線」及び「中国横断新幹線（伯備新幹線）」が、全国新幹線鉄道整備法に基づき閣議決定により基本計画路線となったが、その後半世紀近くにわたり進展をみていません。

一方、山陽新幹線は両新幹線の閣議決定のわずか 2 年後の昭和 50 年に開業しています。

また、日本海側では、昭和 57 年に上越地方、平成 9 年に北陸地方において新幹線が開業、北陸新幹線はその後も延伸され、平成 27 年に金沢まで開通し地域に大きな経済波及効果をもたらしています。

新幹線が開通している他地域が発展する中、山陰地方では都会地への人口流出が進み、産業も衰退し地域格差が拡大している現状にあります。

全国的な課題である人口減少・少子高齢化、東京一極集中による地方都市の衰退に歯止めをかけるため、また大規模災害に備えた代替機能確保の観点から、国を挙げて「地方創生」「国土強靱化」を強力に推進する必要がある、新幹線ネットワークの整備は、最も有効な手段の一つです。

また、まず、県東部を含む中海・宍道湖・大山圏域に新幹線が整備されることで、本県の人口流出を食い止めるダム役割を担うことができます。

国においては、平成 29 年度から「山陰新幹線」や「中国横断新幹線（伯備新幹線）」など全国の基本計画路線を含めた「幹線鉄道ネットワーク等のあり方に関する調査」を行っています。

調査終了後、基本計画路線からの格上げの議論が始まり、現在整備中の「北陸新幹線金沢－敦賀間」及び「九州新幹線武雄温泉－長崎間」が開業した後、半世紀ぶりに基本計画路線から整備計画路線への格上げがなされるといわれています。

この機会を逃すと数十年間、新幹線の話が消えてしまいかねないため、子や孫の世代に「新幹線」という資産をこの地域に残せるかどうかは、今、この取組にかかっていると いえます。

「中国横断新幹線（伯備新幹線）」の終点地である中海・宍道湖・大山圏域では、令和元年 5 月に圏域の自治体や議会、経済団体で構成する「中国横断新幹線（伯備新幹線）中海・宍道湖・大山圏域整備推進会議」が設立され、整備推進に向けた活動に着手しており、圏域内では、新幹線整備の実現への期待が高まっています。

また、令和元年度に県が策定した「島根創生計画」では、「山陰新幹線・伯備新幹線の整備に向けて、並行在来線の地元移管への対応や建設費の地元負担の分担などの課題について関係者との調整を進めながら、関係県と連携して国に働きかける」ことが明記されています。

10. 松江城の世界文化遺産登録推進に向けた取り組みへの協力について

【要望事項】

松江城の世界文化遺産登録に向けて、引き続き特段のご支援及びご協力を要望します。

【要望背景】

本市は、平成28年5月に近世城郭群世界遺産登録推進会議準備会に参加し、同様に国宝天守が所在する長野県松本市及び愛知県犬山市と連携し、既に世界文化遺産に登録済みの姫路城、暫定一覧表に記載の彦根城を含む近世城郭をひとつの資産群として捉え、近世城郭群としての新規登録を目指しています。

当準備会においては、日本イコモス国内委員会の西村幸夫元委員長をはじめとする専門家をメンバーとするワーキンググループを設置して、その指導・助言のもとで、近世城郭群が有する「顕著な普遍的価値」を証明するための共同研究や資産説明書の原案作りなどを進めています。

令和3年3月30日付の文化審議会の「我が国における世界文化遺産の今後の在り方」についての第一次答申では、今後の暫定一覧表改訂についても触れられており、当準備会が当面の目標とする暫定一覧表の見直し及び追加が、近々行われることが見込まれます。

世界文化遺産登録に向けた取り組みとその課題への対処に関しては、豊富な経験と実績を有する島根県の世界遺産関係部署の協力が欠かせないことから、引き続きの特段のご支援、ご助言をお願いします。

11. 高速交通網等の早期整備について

【要望事項】

1. 山陰自動車道について、引き続き、早期全線開通に向けた確実な財源措置が行なわれるよう、県においても、国に要望するようお願いします。
2. 「境港出雲道路」全線の整備方針及び整備計画を明確にし、事業の推進を図ることを要望します。また「松江北道路」事業については早期完成を目指し、十分な予算を確保するよう要望します。
3. 高速道路の暫定2車線区間においては、「高速道路における安全・安心基本計画」に位置づけられた優先整備区間の4車線化が早期に推進されるよう、県においても、国等に要望するようお願いします。

【要望背景】

1. 山陰自動車道は、圏域を超えた連携、交流による産業・観光の振興により活力ある地域づくりに資するだけでなく、災害時の救援・避難路として、また中国やまなみ街道（尾道松江線）・中国縦貫自動車道・山陽自動車道及び瀬戸内しまなみ海道などと一体となって高速交通ネットワークを構成する必要不可欠な路線です。
2. 地域高規格道路「境港出雲道路」は、中海・宍道湖・大山圏域を結ぶ「8の字ルート」の一部を構成する路線であり、圏域を結ぶことで移動時間の短縮や広域観光ルートの形成が図られるとともに、市街地の慢性的な渋滞緩和、災害時の避難路としての役割を担うなど多面的な効果が発揮されることとなるため、早期に整備することが必要です。
3. 山陰道の全線開通に向け県内の高速道路の整備が進む中、暫定2車線区間については、速度低下や対面通行の安全性、事故発生時や大雪時に渋滞や通行止めが発生しやすいなどの課題があるため、4車線化が必要です。

12. 小中学校における少人数学級編制の推進及び教職員定数の確実な配置に

ついて

【要望事項】

1. 小中学校における少人数学級編制については、国の制度変更を受け小学校第3～6学年の編制基準が35人に戻されたことは評価します。
しかし、小学校第2学年が32人に、中学校第2・3学年が38人になったことは、児童・生徒一人一人に対するきめ細かな指導が困難になるとともに、教職員の業務量増大につながると危惧しています。
また、新型コロナウイルス感染症予防の観点からも、島根の宝と言えた令和2年度における少人数学級編制に戻していただくよう要望します。
2. 全国的に教員不足が叫ばれる中、本市においても本来配置されるべき教員が配置されていない現状があります。
児童・生徒の学びを保障するとともに、一人一人の教職員の負担を抑え、働き方改革を進める観点などからも大きな課題となっています。
教員不足の原因を捉えるとともに、抜本的な課題対応を早急に行っていただき、確実に定数を配置していただけるよう強く要望します。

【要望背景】

1. 島根県では小学校第1学年から中学校第3学年までの少人数学級編制が平成28年度に完全実施となり、これにより、小学校第1学年及び第2学年は30人学級編制（島根スクールサポート事業の選択も可）、小学校第3学年から中学校第3学年までは35人学級編制となり、国の基準より5人（小学校第2学年は10人）少ない人数での学級編制が可能となりました。児童・生徒一人一人に目が行き届き、きめ細かな指導ができるため、児童・生徒の学力向上に大きく貢献してきました。また、児童・生徒理解、問題行動やいじめ・不登校等の生徒指導上の問題の未然防止につながってきたと考えております。しかし、島根県では令和3年度からの見直しが計画され、本市をはじめ各方面から再考の要望が出されました。こうした中、新型コロナウイルス感染症の流行もあり、国の小学校学級編制基準見直しを受けて、県でも小学校第3～6学年の編制基準が35人に戻されました。一方、小学校第2学年が32人に、中学校第2・3学年が38人になったことは、児童・生徒一人一人に対するきめ細かな指導が困難になるとともに、教職員の業務量が増大し現在強力に進めている「教職員の働き方改革」に逆行すると危惧しています。また、新型コロナウイルス感染症の拡大が懸念される中、1学級当たりの児童・生徒数が増加することは、「3密」を避け、児童・生徒の安全確保を図ることが益々困難になることが予想されます。こうした観点から、島根の宝と言えた令和2年度における少人数学級編制に戻していただくよう要望します。
2. 教職員の定数配置については、児童・生徒の学びの保障、活力ある学校運営、教職員の働き方改革など様々な面に影響し、学校教育を支える基盤的なものと言えます。令和3年4月1日現在、本市では定数配置が行われていない学校が5校で5名、本来常勤講師を配置すべきところ、緊急対応非常勤講師が配置されている学校が22校で26名あります。こうした状況は、未履修につながりかねず、児童・生徒の学びの保障を妨げるだけでなく、担任の確保や校務分掌の偏りなど、学校運営にとって大きな課題となっています。また、教職員一人一人の負担が増大し、教職員の心身の健康確保の上でも課題と言えます。さらに、妊娠・出産する教職員も増加していますが、こうした皆さんが安心して休暇を取ることができるようにしていく上でも、教員の確保が必要となってきます。こうした観点から、教員不足の原因を捉えるとともに、抜本的な課題対応を早急に行っていただき、確実に定数を配置していただけるよう強く要望します。

13. 浸水被害の軽減及び土砂災害対策の推進について

【要望事項】

1. 松江市街地治水計画に基づき、朝酌川や中小河川の改修について、事業進捗を図るよう要望します。
また、市街地の中でも、これまでに幾度となく床上・床下浸水被害を受けている地盤の低い黒田、春日町地域の被害軽減に向けて、河川改修のさらなる促進を図るよう要望します。
2. 浸水被害を未然に防ぐためにも、引き続き、県管理河川における樹木伐採、堆積土砂撤去などの維持管理の充実を図るよう要望します。
3. 土砂災害危険箇所の多い松江市の現状を鑑み、土砂災害を未然に防止するため、砂防関係事業の予算を大幅に確保し、ハード対策による整備を強力に推進するよう要望します。

【要望背景】

1. 近年、全国各地で記録的豪雨が局地的に頻発し、極めて短時間に住宅浸水や土砂災害による深刻な被害が発生しています。本市においても、平成29年7月25日の記録的な豪雨により、市街地中心部の河川・水路が氾濫し、道路の冠水による車両の水没や家屋の浸水被害が発生しました。特に市街地の住宅密集地においては、大橋川改修に合わせた河川改修等に加えて、地域特性に即した内水対策が最重要です。
2. 浸水被害の原因の1つとして、急峻な地勢、曲線形のある中小河川においては、堆積土砂が滞留し、正常な河川の水流を阻害していることが考えられます。このような河道状態で集中豪雨による急激な水位変動が起これば、堤防等の決壊などにより沿川住宅地への甚大な被害を与えることから、堆積土砂撤去などの維持管理が必要です。
本市においても、平成29年9月の台風第18号、平成30年9月の台風24号による2回の集中豪雨では、県管理河川の意宇川において、下流の住宅地沿いの出雲郷水位が避難判断水位（2.80m）を超え、その上流では一気に水位上昇があり、下流への更なる水位上昇が想定されたため、周辺地区住民に避難勧告を発令し、避難する事態となりました。
3. 松江市には約3,400の土砂災害危険箇所がありますが、令和2年度末時点で、松江市内の土砂災害危険箇所の整備率は約17%と低い状況です。土砂災害特別警戒区域の指定にあたり実施した単位自治会等への説明会の中でも、ソフト対策に併せてハード対策を期待する声が非常に多くあり、ハード整備の推進が必要です。

14. 都市基盤整備及び農林水産基盤整備に係る重要施策について

【要望事項】

市民が安心安全に生活でき、持続可能で活力あるまちづくりを推進するため、別冊に掲げております土木・農林水産ハード関連施策につきましても、格別のご配慮をいただきますよう要望します。

【要望背景】

東日本大震災以降、大規模災害時における高速道路ネットワークの重要性が再認識されていますが、熊本地震のような地震がいつ、どこで発生してもおかしくない状況です。現に平成30年4月9日未明に島根県西部で最大震度5強の地震が発生していることから、幹線道路網の整備や橋りょうの耐震化など、道路の防災・震災対策が急がれます。

平成30年7月の西日本豪雨や令和2年9月の台風第10号をはじめ各地で記録的豪雨が頻発し、極めて短時間に住宅浸水や土砂災害が発生し深刻な被害をもたらしていることから、治水・治山対策や土砂災害対策などをより一層推進する必要があります。

本市の総合戦略を実現するための重点プロジェクトのひとつである「農林水産業の成長産業化」を推進するため、競争力を強化するための基盤整備事業などに取り組む必要があります。